

電子納付

はじめてみませんか？

★電子納付ってなに？

▶電子納付とは、保管金（郵便料金等）をインターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を用いて納付することです。



いつでも、どこでも、ペイジー。

★電子納付って便利なの？

▶利用時間

✓原則として24時間365日、いつでもどこでも納付ができます。

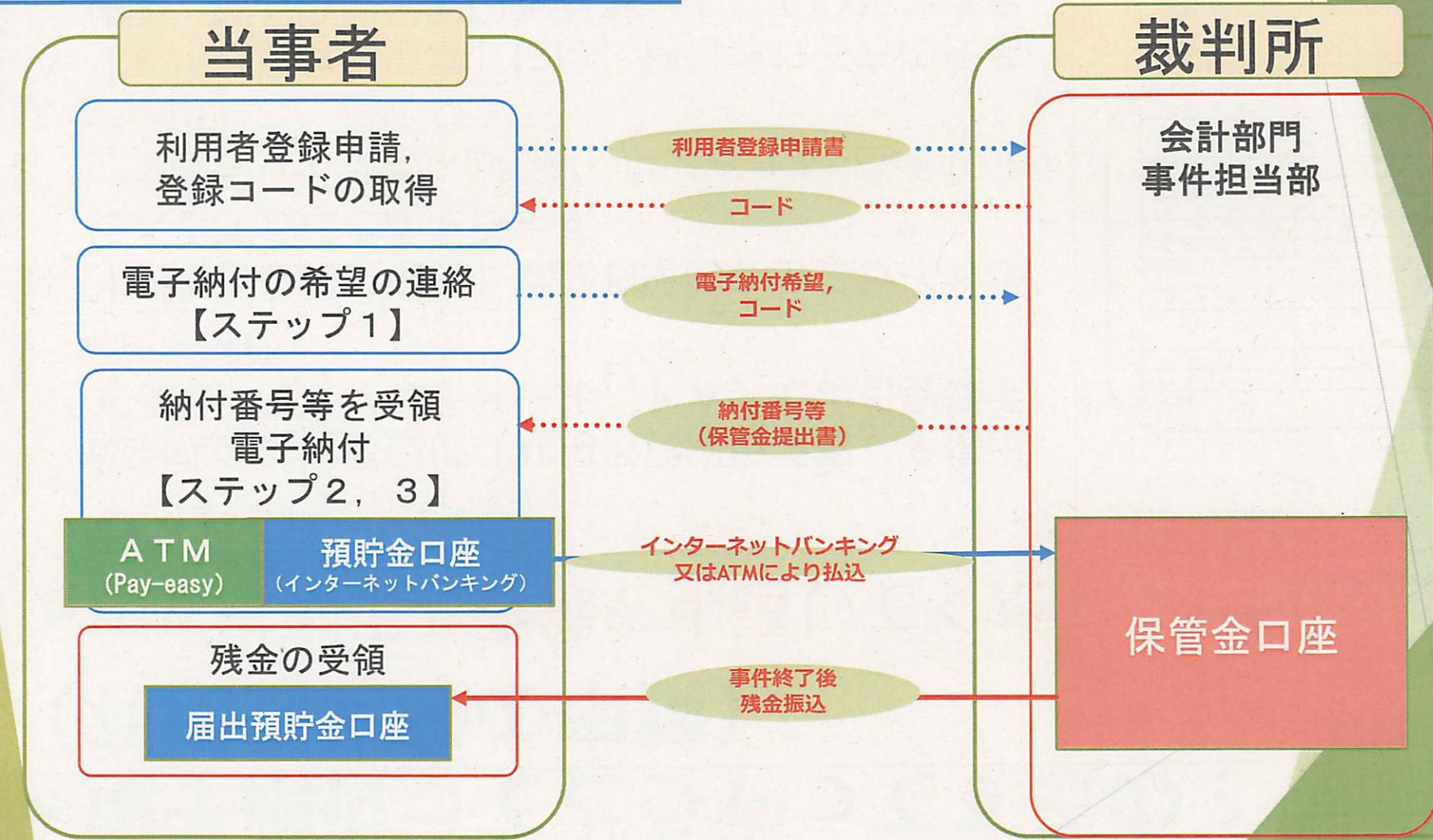
- ・平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に納付された場合には、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。
- ・保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する場合には、ご注意ください。
- ・電子納付に対応していない保管金もありますので、必ず担当者に確認してください。

★電子納付って便利なの？

▶郵便料

- ✓ 電子納付により納める場合は、郵便切手の持参・予納は不要です。
- ✓ 残金は指定の預貯金口座に振り込まれます。
(振込手数料なし、還付手続不要)

★電子納付の流れ



★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

▶まずは利用者登録を申請してください。

- ✓ 裁判所の会計窓口に「利用者登録申請書」を提出するだけです（電子メール、FAXによる登録手続も可能）。
- ✓ 「利用者登録申請書」は裁判所のウェブサイトから入手することができます。

<http://www.courts.go.jp/online/denshinouhu/index.html>

- ✓ 「利用者登録申請書」には、納付される方の氏名、住所、還付金の受取口座等を記入していただきます。

裁判所
歳入歳出外控金出納官吏 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日
住 所
氏 名

提出者情報

氏名(カナ)	
氏名	
住所	〒
電話番号	

還付先情報

金融機関名	銀行・金融・組合
預金種別	普通・貯蔵・定期・通知
口座番号	
口座名義(カナ)	
口座名義	〒
口座名義住所	
FAX番号	

事務に利用者登録しないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
この申請に付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において通用して利用でき、利用者登録コードを申立書に記載してから保管金提出は執行官事務に付けて口座で振付することにより電子納付に成功した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目に限ります。保管金提出書は複数してください。

この申請に付与される利用者登録コードに基づいて電子納付すると、当該保管金について還付事由が発生した場合に提出した保管金提出書の口座に還付され、請求があつたものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご了承ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのFAXが送信を希望されない場合は、空欄で送信あればOKです。
保管金提出に変更が生じた場合は、速やかに変更申見書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、変更の申請及び新たな登録の申請を行ってください。
登録後、保管金の提出が承認されない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

- ▶申請すると「利用者登録コード」が付与されます。
- ▶一度利用者登録をすれば、**全国の裁判所**で利用可能です。

→ **とりあえず、登録だけでもしてみませんか？**

裁判所
歳入歳出外現金出納官吏 殿

電子納付利用者登録申請書

保養金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保養金の電子納付を行った場合、当該保養金について運付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日
住所
氏名

提出者情報

氏名(カナ)	
氏名	
住所	
電話番号	

運付先情報

金融機関名	銀行・金融・組合
預金種別	普通・貯蔵・預金・通知
口座番号	
口座名義(カナ)	
口座名義	
口座名義住所	
FAX番号	

とです。

裁判所に利用者登録をしない使用者の場合は、電子納付を利用することは出来ません。

この様に付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において通用して利用でも、利用者登録コードを申請書等に記載することは電子納付と現金出納金のどちらかどちらかに於ける電子納付に於ける保養金納付書の交付を受け取ることができます。ただし、電子納付が可能な保養金の種目には制限がありますので、保養金等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保養金について運付事由が発生した場合に運付先保養機関の口座に振込扱い扱いがあったものとして扱われます。ただし、保養金を運付できない金融機関がありますので、ご了承ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのFAXで送付を希望されない場合は、記入で差支えありません。

提出情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、運付先情報については変更できませんので、変更の提出及び新たな登録の申請を行ってください。

保養金の提出や登録が2年間行わないと、利用者登録コードが抹消されます。

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ1 (電子納付の希望を伝える)

►裁判所（受付／担当書記官）に次の事項をお伝えください。

- ① 電子納付を希望する旨
- ② 「利用者登録コード」

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ2 (納付番号等を受け取る)

▶裁判所から電子納付に対応した「保管金提出書」(又は、納付番号等(①②③))を受け取ってください。

保管金提出書には、①収納機関番号、②納付番号、③確認番号が記載されています。電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

	以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付することができます。				
収納機関番号		納付番号		確認番号	
<input type="text" value="登録コード"/>					

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ3 (電子納付をする)



▶ インターネットバンキングやPay-easy (ペイジー) 対応のATM等を利用して電子納付してください。

- ・原則として手数料は必要ありません。
- ・ATMで休日・夜間に納付する場合、金融機関によっては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。詳しくはご利用される金融機関にご確認ください。
- ・一部のネット専用銀行では利用できない場合があります。

★ 追納する場合も、ステップ1、2と同様の方法により電子納付することができます。

★電子納付ってどうやってするの？ (事件終了後の手続)

- ▶ 事件終了後、残金は利用者登録申請書で届け出た預貯金口座に自動的に振り込まれます。
- ▶ 還付の手続は一切不要です。
- ▶ 振込手数料もかかりません。

電子納付

明日からはじめましょう！